建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年11月11日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成25年10月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エルライン　浅野　勝人　神奈川県横浜市旭区三反田町116―１　国土交通大臣許可（般―23）第24236号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年11月11日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成25年10月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本海上工事株式会社　山本　正明　東京都新宿区神楽坂１―15　国土交通大臣許可（特―23）第11021号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年11月11日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成25年10月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東京地質工業株式会社　室井　　晉　東京都中野区中央３―22―25　国土交通大臣許可（般・特―21）第11612号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可並びにさく井工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年11月11日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成25年10月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　横浜ゴムＭＢジャパン株式会社　中澤　和也　東京都品川区西五反田１―30―２　国土交通大臣許可（般―22）第23707号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年11月11日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成25年10月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オフィスデザイン　東田　誠二　東京都港区浜松町１―23―１　国土交通大臣許可（般―20）第20575号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年11月11日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成25年10月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太郎建設株式会社　浅沼　永吾　東京都板橋区成増３―15―９　国土交通大臣許可（特―20）第21354号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年11月11日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成25年10月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホームイング株式会社　渡邉　一広　東京都杉並区高井戸東２―４―５　国土交通大臣許可（特―22）第21048号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年11月11日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成25年10月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立電線商事株式会社　菊地原　宏　東京都台東区浅草橋１―22―16　国土交通大臣許可（特―25）第24431号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２５年（家）第８８号
北海道沙流郡日高町栄町東２丁目258番地の24
申立人　矢野　三姫
本籍北海道沙流郡日高町字日高344番地、最後の住所北海道沙流郡日高町門別本町12番地の８、死亡の場所北海道沙流郡日高町、死亡年月日平成24年５月31日、出生の場所北海道沙流郡右左府村、出生年月日昭和４年10月１日、職業無職
被相続人　亡　原　　八重
北海道沙流郡日高町富川南１丁目２番46号
相続財産管理人　楠　　祥光
札幌家庭裁判所静内出張所